

【許可・届出共通】

整理番号：
※申請者、届出者による記載は不要です。

中野区保健所長 宛て

営業許可申請書・営業届（新規、継続）

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（ □ ）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)		法人番号：
営業施設情報	申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		生年月日 年 月 日生
	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地 中野区		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名	受講した講習会名称等	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	その他の取り扱う食品	
	自動販売機の型番	業態	
業種に応じた情報	HACCPの取組 ※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 ☐ HACCPに基づく衛生管理 ☐ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
	指定成分等含有食品を取り扱う施設	☐	
営業届出	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。		☐
	営業の形態		備考
	1		
担当者	2		
	(ふりがな)		電話番号
担当者氏名			

収受印	収受番号	料金収納済印	合計手数料印
	営業届出 1. 2. 3. 4.	営業許可業種 1. 2. 3. 4.	合計手数料 ¥ 生活衛生課

【許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係			該当なし	☐
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。				☐
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。				☐
	(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。				☐
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別	☐ ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） ☐ ②加糖粉乳 ☐ ③調製粉乳 ☐ ④食肉製品 ☐ ⑤食肉ハム ☐ ⑥食肉ソーセージ ☐ ⑦放射線照射食品 ☐ ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） ☐ ⑨マーガリン ☐ ⑩ショートニング ☐ ⑪添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの）			
	(ふりがな)	資格の種類			
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要	受講した講習会 講習会名称 年 月 日			
	使用水の種類 ① 水道水（ ☐ 水道水 ☐ 専用水道 ☐ 簡易専用水道） ② ☐ ①以外の飲用に適する水	自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合			
	建築様式	鉄骨・鉄筋コンクリート・ブロック・石造・煉瓦・木造モルタル・付属建物がそれ以外・その他（ ）			
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	☐	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	☐	
	ふぐの処理を行う施設	☐			
	(ふりがな)	認定番号等			
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合				
添付書類	☐ 施設の構造及び設備を示す図面 ☐ ☐ （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果 ☐				
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日	営業の種類		備考	
	1	年 月 日			
	2	年 月 日			
	3	年 月 日			
	4	年 月 日			
備考					

※食品衛生法第56条に基づく地位の承継（相続、合併、分割又は事業譲渡）に該当しないこと。☐